

「町県民税申告相談会のお知らせ」

☆ 申告相談は下記の日程により行いますので、忘れずに申告をお願いします。
(郵送による通知は、ありません。)

☆ 2月9日及び10日の申告相談は、収入が年金のみの方に限ります。

☆ 申告相談時には、マイナンバーカード（又はマイナンバー通知カードと運転免許証などの身分証明書の組み合わせ）のそれぞれ原本と写しが必要となりますので、忘れずに持参してください。

※マイナンバーが記載された住民票により、マイナンバー通知カードに替えることもできます

月	日	曜日	申告相談地区		申告相談会場等
			午前	午後	
2	9	木	収入が年金のみの方 (旧町内・中谷地区)		●申告相談会場 石川町共同福祉施設(2階) (石川町商工会館内) ●申告相談会場の電話番号 Tel 26-8228 ●申告相談時間 ・平成29年2月9日(木) ～ 3月15日(水) (土・日・祝日を除く) ●受付時間 午前の部 午前9時～11時まで (但し、受付・相談会の状況により相談時間が午後になる場合があります) 午後の部 ～午後3時30分まで ※申告に係る相談は一人あたり30分以内とさせていただきますので、帳簿や伝票などの収支を集計の上、ご来場ください。 ※収支の集計済みの方を優先する場合がありますのでご了承ください。
	10	金	収入が年金のみの方 (沢田・野木沢・山橋・母畑地区)		
	13	月	上母畑	母畑第一	
	14	火	湯郷渡	北山	
	15	水	山形		
	16	木	板橋		
	17	金	南山形	北山形	
	20	月	沢井三里(上沢井)・下沢井	沢井三里(大池)・鳥内	
	21	火	沢井三里(竹柄)	中央・古内	
	22	水	赤羽	新屋敷(沢田)	
	23	木	中田		
	24	金	形見	谷地	
	27	月	谷沢	坂路	
	28	火	双里		
3	1	水	中野		
	2	木	曲木		
	3	金	塩沢		
	6	月	王子平	新屋敷(石川)	
	7	火	当町	松木下・猫啼	
	8	水	新田	本宮	
	9	木	北町		
	10	金	新町・三芦・高田		
	13	月	南町	荒町・和久	
	14	火	馬場町	古町	
15	水	予備日			

- その他**
- ① 該当地区の相談日に都合により来場できない方は、期限内の都合の良い日に来場してください。(土・日・祝日を除く)
 - ② 郵送による申告は、随時受付けていますので、自分で申告書を作成された方は、期限内に関係書類を添えて、直接、須賀川税務署に郵送して申告することができます。
(須賀川税務署の住所)
〒962-0844 須賀川市東町135番1号
須賀川税務署
 - ③ e-Tax(国税電子申告・納税システム)を利用すると自宅から確定申告ができます。詳しくは、e-Taxのホームページをご覧ください
URL= <http://www.e-tax.nta.go.jp/>

申告をしなければならない方

平成29年1月1日現在、石川町に居住する方で、次のような方は申告をしなければなりません。

- 農業、商業、サービス業など、各種事業等を営んでいる方
- 地代・家賃等の所得、不動産・株式等の譲渡所得、内職等の所得のあった方
- 給与所得以外に所得があった方、及びニカ所以上からの給与の支給があった方
- 国民健康保険の資格を有している方(国保税の軽減に該当する場合があります。)
- 公的年金収入で400万円以上の方、又は公的年金とそれ以外の収入がある方
- 公的年金のみの方で、社会保険料や生命保険料等の所得控除を受けたい方

持参するもの

- 各種事業等の平成28年中の収入、支出の決算書、記帳した帳簿及び関係書類等
- 印鑑
- 国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料等の納入領収書
国民健康保険税は、納期を8期、又、後期高齢者医療保険料は、納期を7期で納入していただいておりますが、平成28年分の所得の申告では、平成28年1月1日から12月31日までに納入した納期分が社会保険料控除の対象となります。
- 国民年金保険料控除証明書又は領収書
- 生命保険料・介護医療保険料(平成28年1月1日以後に締結したもの)・個人年金保険料・地震保険料(経過措置により長期損害保険料のみ従前の損害保険料控除を適用)などの控除証明書
- 平成28年中に支払った医療費の領収書(10万円以上又は所得金額の5%以上を支払った場合、所得控除の対象になることがあります。)
- 給与所得又は年金所得がある方は、源泉徴収票

農業所得を申告する方

- 田・畑の耕作面積、米、野菜、果実、家畜等、全農作物(農作業受託料を含む)の販売明細書等
- 中山間地域等直接支払交付金にかかわる収入・支出の明細書
- 上記内容を記帳した帳簿及び関係書類等

営業・不動産・その他の所得を申告する方

- 売上帳、仕入帳、棚卸金額、現金出納簿等の帳簿類
- 営業・不動産・その他の収入を得るための必要経費の領収書等
※帳簿類や領収書等が不備ですと、再度申告相談に来ていただく場合がありますので、あらかじめ帳簿類を整理してきてください。

国民健康保険税の軽減について

- 国民健康保険の資格を有する方は、平成28年中の収入が無くても(0円)、世帯全員の申告が必要です。
未申告の方がいる場合には、国民健康保険税の軽減(世帯の合計)が受けられませんので、必ず申告してください。

注意

※「町県民税の申告相談会のご案内」の郵送による通知は行っておりませんので平成28年中に前記の所得があった方は、各地区の申告相談日に必ず申告をしてください。

※肉用牛の免税を受ける方は、肉用牛売却証明書を必ず提出してください。

★ お問い合わせ先

所得税確定申告

須賀川税務署 Tel 0248-75-2194

町県民税申告

税務課課税係 Tel 26-9118